

# 七飯町 農業委員会だより

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）  
〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号  
電話番号：65-2519

★編集委員 杉村 久悦/千島 武  
宮後 英子/山川 明  
小澤 大栄

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第30回	令和7年11月25日(火)	201会議室	11月11日(火)	11月18日(火)
第31回	令和7年12月19日(金)	〃	12月5日(金)	12月12日(金)
第32回	令和8年1月23日(金)	〃	1月9日(金)	1月16日(金)
第33回	令和8年2月26日(木)	〃	2月12日(木)	2月19日(木)
第34回	令和8年3月25日(水)	〃	3月11日(水)	3月18日(水)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

## 農業委員会 総会開催予定

## 農業委員会総会で 決まったこと

第21回 令和7年2月26日総会、  
第27回 令和7年8月26日総会まで

内容	件数
売買（3条）	7
賃貸借（3条）	5
売買（利用集積）	10
賃貸借（利用集積）	20
売買（促進計画）	2
賃貸借（促進計画）	16
合意解約	8
転用（許可）	1
現況証明	15

農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

### あっせん情報（令和7年8月時点）

■貸したい		■売りたい	
鳴川(畑)1件	緑町(畑)1件	大中山(畑)2件	中島(畑)1件
鶴野(畑)4件	上藤城(畑)2件	仁山(田)2件	大沼町(田)1件
桜町(畑)3件	鳴川(畑)3件	飯田町(田)2件	飯田町(田)2件
緑町(畑)5件	大中山(畑)21件	大中山(畑)7件	大川(畑)2件
中野(田)2件	中島(田)2件	豊田(畑)2件	鶴野(田)4件
上藤城(畑)5件	上藤城(畑)5件	藤城(畑)5件	時下(畑)2件
仁山(田)9件	大沼町(田)1件	大沼町(田)1件	山(田)9件
大沼町(田)2件	畑2件	畑2件	畑2件
畑2件	畑2件	畑2件	畑2件

## お願いですー 農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁殖している箇所が多く見受けられます。このような状況を一旦に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことにご留意願います。

- 1 傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
- 2 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
- 3 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょう。
- 4 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。

※管理責任等に過失や瑕疵等があること、賠償請求等が要求される場合があります。適正な農地管理をお願いします。

（お知らせ）  
全国農業新聞の購読について

暮らしと経営に生きる情報  
**全国農業新聞**

毎週金曜日にお届けします  
全国農業新聞は、農業者の公的代弁機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜 発行  
◆購読料は月額700円(年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局(☎65-2519)までお気軽にお問い合わせください。

## 活動報告

### 「農地パトロール」 （農地利用状況調査）の 実施！

令和7年8月1日、4日～6日  
町内 円

本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更に詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後とも適正な農地利用のお願いや指導などに取り組みしていきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていない畑に見受けられた農地の所有者に対しては「利用意向調査」を行い(文書で発送)、今後の利用意向について、確認していきますので、農地所有者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 農地転用等

### （農地法第4条・5条に基づく手続き） について

#### 〈農地を転用する場合は許可又は届出が必要です〉

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合には、事前に農業委員会の許可が必要です。また、土地改良目的のために農地へ客土を入れる場合にも事前に届出等が必要になります。

許可を取らずに違反転用した場合、3年以下の拘禁刑または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金刑を科せられる場合があります。罰則は、①許可を得ることなく、農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（Ⅱ違反転用者）②違反転用者から転用事業を請け負った者やその下請け事業者が対象となります。

#### 〈農地法第4条と5条の違いについて〉

・農地法第4条とは、所有者自らが転用する場合で、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。

・農地法第5条とは、所有者以外の方が転用し、所有権の移転又は賃貸借等の権利を設定する場合で、許可申請は

#### 〈手続きの流れ〉

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後、北海道農業会議に意見聴取し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。

なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも（一時転用の）許可が必要です。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、農地転用の許可申請ではなく、事前に農業委員会へ届出が必要です。

※農地転用の許可ができるかどうかは、事業内容や農地の場所によっても異なります。申請方法等ご不明な点等ございましたら、お近くの委員又は事務局までお問い合わせ下さい。